

# 院内感染対策に関する取組事項

## 1, 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

適切な院内感染防止対策を診療所全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

## 2, 院内感染防止対策のための組織体制

当院における院内感染管理者として医師と看護師を配置し、感染防止対策部門と設置しています。また、院内ラウンドなど、院内感染防止対策の実働的な役割を担います。

## 3, 院内感染防止対策のための研修

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修を年2回以上行います。

## 4, 院内感染発生状況の報告

法令に定められた感染症届出の他、院内感染発生や薬剤耐性菌検出等の報告を受け、感染防止対策部門での検討及び現場へのフィードバックを実施します。

## 5, 院内感染発生時の対応

院内感染が発生又は疑われる場合は、感染防止対策部門が速やかに対応します。また、必要に応じて協力関係にある他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

## 6, 患者等に対する情報提供

感染症の流行に関して、ポスター等の掲示物で情報提供を行い、マスクの着用、手洗い等、ご協力をお願いします。

## 7, 地域連携

感染対策の強化、医療関連感染発生時に助言を受けるために、横浜市医師会との連携を整え、感染対策の向上に努めます。